

富田林市学校運営協議会規則について

【制定（改正）の理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会の設置を規定するため。

【制定（改正）の内容】

学校運営協議会の設置及びその趣旨・目的を規定するための規則を制定するものである。

【施行日】

令和6年4月1日

富田林市学校運営協議会規則をここに公布する。

令和6年 月 日

富田林市教育委員会

教育長

富田林市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、その所管に属する学校ごとに協議会を置くことができる。ただし、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、協議会を設置する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校の校長に通知するものとする。

(協議会の承認等)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象学校の校長及び教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(委員の任命)

第6条 協議会は、10人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

4 第2項第1号から第5号までに掲げる委員が転居、人事異動等により当該各号の条件を満たさなくなったときは、委員の職を失う。

5 委員の辞職等により欠員が生じたときは、協議会の求めに応じて、教育委員会は、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、任命の日から1年以内とし、再任を妨げない。

2 第6条第4項により新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長及び教職員を会長又は副会長に選出することはできない。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長ともに事故があるとき又は欠けたときは、年長の委員が会長の職務を代理する。

(会議)

- 第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、対象学校の校長と協議の上、会長が招集する。この場合において、会長は、あらかじめ会議開催の日時及び場所を会議に付すべき案件とともに、書面で各委員に通知しなければならない。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 議決事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 協議会は、必要があるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 5 会長がやむを得ない事情があると認める場合は、文書その他の方法による持ち回りの会議を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、会議を招集する必要がないと会長が認める場合も同様とする。
 - 6 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
 - 7 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(評価)

- 第11条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民参画の促進等)

- 第12条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。
- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者その他の関係者の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に定める者との連携及び協力の推進に資すること。

(研修)

- 第13条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割、責任等について、正しい理解を得るため必要な研修等を行うものとする。

(情報提供)

- 第14条 協議会は、その活動の状況に関する情報の提供に努めるものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

- 第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて、協議会に対し指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠

くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、本人から辞任の申出があった場合のほか、次のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第7条に規定する義務に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(協議会の運営等)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

2 協議会は、必要と認めるときは、協議会に実行委員会等の組織を置くことができる。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。ただし、2以上の学校について一の協議会を置く場合の庶務は、対象学校の校長が協議して決めるものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第10条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる会議の招集は、教育長が行う。